Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 166 2016年11月21日

2016 年マドリッド（標章の国際登録）年鑑

WIPO は標章の国際登録に関して 2016 年マドリッド年鑑を公表した。

その要旨は以下の通りである。

国際出願件数の増加

2015 年の国際出願件数は 48,910 で、2014 年より 0.9%増加した。6 年間継続して増加している。

追加加盟国

カンボジア、ガンビア及びラオスが加盟して加盟国（地域）は 97 となった。マドリッド制度は 113 ヶ国で採択されている。

制度利用国 1 位

2015 年の米国の出願件数は 7,361 で前年比 11.2%の増加である。米国は 2 年連続して 1 位で、ドイツ（6,759）とフランス（4,143）が 2 位、3 位であった。

基礎出願・登録国

上位 20 の基礎出願・登録国で、2015 年に増加が多かった国は、オーストラリア（＋24.7%）、ルクセンブルク（＋30%）、韓国（＋43.3%）、シンガポール（+51%）である。一方、中国（－30.8%）及びロシア(－23.5%)は急激に減少した。

Inserted Text is here.

マドリッド制度の利用度

全体として、加盟国から加盟国への出願でマドリッド制度を利用した出願はほぼ 60%であった。

出願件数 1 位

スイスの製薬会社 Novartis が 5 年連続して出願件数 1 位であった。2015 年は 193 件で、次にドイツのスーパーマーケットチェーン Lidl（142 件）、フランスの化粧品会社 L'Oreal（130 件）であった。上位 60 の出願人で最も増加したのはハンガリーの製薬・バイオ技術会社 Gedeon Richter で前年から＋112 の出願があった。

指定の多い国

中国の指定は 21,087 件で最も指定数が多かった。次に EU（19,352 件）、米国（19,248 件）、ロシア（14,805 件）、日本（13,533 件）となっている。中国は事後指定（2,154 件）でも最も指定が多い国であった。事後指定は米国（1,750 件）、韓国（1,570 件）、メキシコ（1,548 件）が続いている。

出願の多い分類

10 年以上、最も指定が多いニース協定の分類はコンピュータ・ソフトウェア及びハードウェアを含む第 9 類である。全出願件数の 9.4%が第 9 類であった。次に事務処理、広告、事業管理等の役務をカバーする第 35 類（8%）、科学、工業又は技術工学及びコンピュータで提供する役務を含む第 42 類（5.9%）、教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動の分野の役務をカバーする第 41 類（4.8%）、被服を含む第 25 類（4.0%）が続いている。

出願の多い産業分野

第 9 類商品を含む科学研究及び情報伝達技術（研究及び技術）が最も出願の多かった産業分野（19.1%）であり、2005 年から 2%上昇している。

サービス産業

全ての出願分類の 1/3 は役務に関するもので 2005 年と比べて 5%上昇している。

更新状況

国際登録の更新は 30,000 件近くあり、2014 年から 9%増加している。更新件数の多い権利者が属する国は、ドイツ（6,912）、フランス（4,317）、スイス（3,071）、イタリア（2,454）及び米国（1,529）の順である。これらの 5 ヶ国で 64%を占める。

有効登録数

1996 年の有効登録は 331,000 件であったが、年々増加して 2015 年は 623,000 件となった。前年比 2.7%の上昇で、指定国数は 5,660,000 で、権利者数は 221,000 である。

国際登録の権利者の大半（63.6%）は 1 登録のみ所有しており、この数値は 2012 年からほとんど変わっていない。16.7%の権利者は 2 登録を所有していて、全ての権利者の 90%は 4 件以下の登録を所有し、95%の権利者は 7 件未満の登録を所有している。

以上

（出典：WIPO）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。